

平成21年5月第15回互理町議会臨時会会議録（第1号）

○ 平成21年5月28日第15回互理町議会臨時会は、互理町議会議事堂に招集された。

○ 応招議員（20名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1 番 | 小野 一雄 | 2 番 | 熊澤 勇 |
| 3 番 | 鞠子 幸則 | 4 番 | 相澤 久美子 |
| 5 番 | 渡邊 健一 | 6 番 | 高野 孝一 |
| 7 番 | 宍戸 秀正 | 8 番 | 安藤 美重子 |
| 9 番 | 鈴木 高行 | 10番 | 平間 竹夫 |
| 11番 | 佐藤 アヤ | 12番 | 佐藤 實 |
| 13番 | 山本 久人 | 14番 | 熊田 芳子 |
| 15番 | 安田 重行 | 16番 | 永浜 紀次 |
| 17番 | 高野 進 | 18番 | 島田 金一 |
| 19番 | 安細 隆之 | 20番 | 岩佐 信一 |

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（20名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（ 0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町長	齋藤邦男	副町長	齋藤貞
総務課長	森忠則	企画財政課長	佐藤仁志
会計管理者 兼会計課長	齋藤良一	税務課長	日下初夫
町民生活 課長	安喰和子	保健福祉 課長	佐藤浄
産業観光課 長	東常太郎	わたり温泉 鳥の海所長	作間行雄
都市建設 課長	古積敏男	上下水道 課長	清野博文
農業委員会 事務局長	東常太郎	学務課長	遠藤敏夫
生涯学習 課長	佐々木利久		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	佐藤正司	庶務班長	牛坂昌浩
書記	佐藤義行		

議事日程第1号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

議長諸報告

- 日程第 3 提出議案の説明
- 日程第 4 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町町税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第 5 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 6 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第 7 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度亶理町一般会計補正予算（第8号））
- 日程第 8 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度亶理町老人保健特別会計補正予算（第2号））
- 日程第 9 議案第38号 亶理町町税条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第39号 亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第40号 亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 承認第41号 亶理町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第42号 亶理町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

午前 9時58分 開会

議長（岩佐信一君）おはようございます。

これより、平成21年5月第15回亶理町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

なお、説明員、教育長から公務のため欠席したい旨の届け出があります。また、代表監査委員からも欠席の旨の届け出があります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（岩佐信一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、18番島田金一議員、19番安細隆之議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議 長（岩佐信一君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

議長諸報告

議 長（岩佐信一君） 次に、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の規定に基づきます説明員は、別紙お手元に配付のとおりであります。

次に、町長提出議案についてであります。町長から、条例案5件、専決処分承認5件、合計10件が提出されております。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3 提出議案の説明

議 長（岩佐信一君） 日程第3、提出議案の説明を求めます。

町長、登壇。

〔町長 齋藤邦男君 登壇〕

町 長（齋藤邦男君） それでは、提出議案の説明を申し上げます。

本日、第15回互理町議会臨時会を開会するに当たり、議員各位には何かとご多用のところ、ご出席賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、今回ご提案申し上げ、ご審議いただきます案件は、議案5件及び承認5件であります。

初めに、承認第1号 互理町町税条例等の一部を改正する条例については、地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）が平成21年3月31日に公布されたことに伴い、公的年金等特別徴収におけるその他の所得についての明確化や医療機関の養成所に係る固定資産税の非課税措置対象の追加、優良住宅地の造成のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税特例の延長等について改正を行ったものであります。

承認第2号 互理町都市計画税条例の一部を改正する条例についても、法律改正により条文の整備を行ったものであります。

承認第3号 互理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、法律改正に伴い、介護納付金の課税限度額を9万円から10万円に引き上げる改正等を行ったものであります。

次に、予算関係の承認案件についてご説明申し上げます。

承認第4号 平成20年度互理町一般会計補正予算（第8号）については、地方交付税を初めとする各種交付金額の確定及び町債借入金額の確定並びに事業費の確定に伴い、中小企業振興資金保証料補給金等において予算が不足するなど補正の必要が生じたため、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,805万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を94億8,124万3,000円としたものであります。

承認第5号 平成20年度互理町老人保健特別会計補正予算（第2号）については、歳入における医療費交付金を初めとする各種交付金・負担金の確定及び歳出における医療給付費等の確定に伴い、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,120万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億8,832万6,000円としたものであります。

以上、ご説明を申し上げました5件の承認案件につきましては、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであり、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

議案第38号 互理町町税条例の一部を改正する条例については、地方税法等の

一部を改正する法律が公布されたことに伴い、専決処分した項目以外でこれから施行となる住宅ローン控除が所得税から控除し切れなかった額を個人住民税から控除する新たな住宅ローン特別控除制度の創設に伴う改正等を行うものであります。

議案第39号 亙理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、あわせて改正を行うものであります。

議案第40号 亙理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、人事院の勧告に伴う国家公務員の平成21年6月期の期末・勤勉手当に関する特例措置にならい、亙理町職員の期末・勤勉手当の一部を暫定的に凍結するため、所要の改正を行うものであります。

議案第41号 亙理町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例及び議案第42号 亙理町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については、人事院勧告に伴う職員の期末・勤勉手当に関する特例措置を総合的に勘案し、所要の改正を行うものであります。

以上、提出案件についてご説明申し上げましたが、慎重ご審議賜りまして、原案どおり可決、承認くださいますようお願いを申し上げます。提出議案の説明といたします。

議長（岩佐信一君） 提出議案の説明が終わりました。

日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（亙理町町税条例等の一部を改正する条例）

議長（岩佐信一君） 日程第4、承認第1号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

当局から提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長（日下初夫君） それでは、承認第1号について説明を申し上げます。

専決処分の承認を求めることについて。

平成21年3月31日、亙理町町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分

した。

よって、同条第3項の規定により、その承認を求めるものでございます。

2ページの専決処分書を朗読させていただきます。

専決処分書

地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）が平成21年3月31日に公布され、公的年金等特別徴収におけるその他の所得についての明確化や医療機関の養成所に係る固定資産税の非課税措置対象の追加、優良住宅地の造成のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税特例の延長等法律が改められたため、亘理町町税条例等の一部を改正する必要性が生じたが、年度末に当たり議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をするものでございます。

議案書の3ページをお願いいたします。

亘理町町税条例等の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

この改正に当たりましては、総務省から示された例、いわゆる準則にならひまして、改正を行ったものでございます。

亘理町町税条例等の一部を改正する条例

（亘理町町税条例の一部改正）

第1条、亘理町町税条例（昭和34年亘理町条例第31号）の一部を次のように改正する。

なお、内容については、別紙の新旧対照表の1ページを参照しながら、亘理町町税条例等の一部改正の要点の1ページの主な改正条項について説明を申し上げまして、文言の整備や引用条項の調整については省略をさせていただきますので、よろしくお願ひを申し上げます。

最初に、条例第36条の2、第4項、町民税の申告でございますが、町民税寄附金税額控除申告書様式の追加でございます。施行日は平成21年4月1日でございます。

次に、条例第38条第1項、個人の町民税の徴収の方法から、条例第47条の5第3項、年金所得に係る仮特別徴収税額等まででございますが、昨年の税制改正において、ことしの10月から公的年金等特別徴収制度が始まるわけでございますが、特別徴収税額は公的年金等に係る所得割と均等割であり、その他の所得は原

則として普通徴収でございます。しかし、給与の特別徴収と同様の扱いとなるため、公的年金等からの特別徴収も可能であったわけでございます。今回の税制改正において、公的年金以外のその他の所得はすべて普通徴収の方法により納入することになったわけでございます。施行日は、いずれも平成21年4月1日でございます。

次に、条例第56条、固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告については、これまで地方税法第348条第2項に規定しておりましたが、今回の改正により、第9号をさらに第9号の2に分け、非課税適用区分を明確にしたことに伴う改正でございます。内容につきましては、公的医療機関の開設者、医療法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人等が設置する医療機関の養成所において、教育の用に供する固定資産税を非課税とする規定を加えた改正でございます。施行日は平成21年4月1日でございます。

次に、条例第58条の2については、今回の税制改正において新たに創設された条項であり、地域医療の崩壊など医療を取り巻く環境が一段と厳しくなっている昨今の状況を考慮し、社会医療法人の設立を促すため、社会医療法人が救急医療確保事業に供する固定資産税を非課税とすることでございます。そのための関係書類の提出規定でございます。施行日は平成21年4月1日でございます。

次のページでございます。

次に、条例第59条、固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告については、これまで前条――58条の2でございますが、前条の規定により、社会医療法人が非課税の規定の適用を受けなくなった場合の申告義務を定めた規定でございます。施行日は平成21年4月1日でございます。

次に、条例附則第10条読替規定については、関西文化学術研究都市建設促進法に規定する文化学術研究交流施設の適用件数が少なく、今後も適用が見込まれないことから、期限の到来――平成21年3月31日でございますが、期限の到来に伴いまして、減額措置の廃止でございます。施行日は平成21年4月1日でございます。

次に、条例附則第10条の2第3項、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規

定の適用を受けようとする者のすべき申告については、高齢者の居住の安定確保に関する法律第41条第1項に規定する内容を、地方税法施行令に読みかえするなどの条文の整備でございます。

第6項及び第7項については、地方税法施行規則第7条第4項が追加されたため、項ずれでございます。施行日は平成21年4月1日でございます。

次に、条例附則第11条、附則第11条の2、附則第12条、附則第12条の2、附則第12条の3、附則第13条、附則第13条の3、附則第15条の2については、固定資産税の評価がえに伴い、負担調整措置の期間を改める改正と「削除」から「削る」への改正でございます。施行日は平成21年4月1日でございます。

次に、条例附則第16条の4第3項、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例及び附則第17条第3項、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例と、次のページの一つ飛ばしまして、附則第18条第5項、短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例から、附則第20条の4第5項、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例までについては、寄附金税額控除における控除対象限度額を算定するときの総所得に、附則第16条の4であれば土地の譲渡に係る事業所得を、附則第17条であれば長期譲渡所得を、附則第18条であれば短期譲渡所得を、附則第19条であれば株式等に係る事業所得を、附則第20条の2であれば先物取引に係る雑損所得を、附則第20条の4であれば条約適用利子等をそれぞれ加える改正等でございます。施行日は、いずれも平成21年4月1日でございます。

戻りまして、条例附則第17条の2第1項及び第2項、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例については、平成21年度課税までの譲渡分については、軽減税率2,000万円以下については14%が適用されていたわけですが、今回これを平成26年度課税まで、5年間延長する改正でございます。この軽減税率とは、14%、内訳としまして所得税が10%、住民税が4%、住民税のうち町民税が2.4%、県民税が1.6%でございます。施行日は平成21年4月1日でございます。

続きまして、第2条関係について説明を申し上げます。

最初に、条例附則第1条、施行規則でございますが、第2条第12項及び第14項の削除に伴い項ずれが生じたため、条文の整備でございます。施行日は平成21年

4月1日でございます。

次に、条例附則第2条第4項、個人の町民税に関する経過措置については、認定特定非営利活動法人及び特定地域雇用促進法人に寄附をした場合の寄附金控除の特例でございます。

第8項については、上場株式等の配当所得に係る軽減税率についてであります。100万円を超える部分については原則税率20%が適用され、それ以下の部分については軽減税率10%が平成22年12月31日まで適用されることとなっております。しかし、昨年の秋以降の景気の急激な悪化により株価も大きく下落しており、そうした現下の金融経済状況をかんがみ、金融市場を活性化させる観点からこれを見直しし、金額に関係なく軽減税率10%を適用することとし、平成22年12月31日から平成23年12月31日まで延長する特例措置でございます。

第11項については、第12項及び第14項の削除により、文言の整備でございます。

第12項については、上場株式等の配当所得に係る軽減税率の特例の延長により条項を削る規定でございます。

第13項については、第14項の削除に伴い、項ずれであります。

第14項については、上場株式等の譲渡所得に係る軽減税率の特例の延長により条項を削る規定でございます。

第15項及び第16項については、第12項及び第14項の削除により、項の繰り上げでございます。

第17項については、上場株式等の譲渡所得に係る軽減税率であります。これまで500万円を超える部分については、原則税率20%が適用され、それ以下の部分については軽減税率10%が平成22年12月31日まで適用されることとなっております。今回の改正により、配当と同様に金額に関係なく軽減税率10%を適用することとし、平成22年12月31日から平成23年12月31日まで延長する特例措置でございます。

第18項から第20項については、適用条文改正に伴う項ずれにより文言の整備と、第12項及び第14項の削除による項の繰り上げでございます。

第21項については、第12項及び第14項の削除による項の繰り上げでございます。

第22項についても同様に、項の繰り上げと条約適用利子及び条約適用配当等に係る課税の特例を平成22年12月31日から平成23年12月31日まで延長する措置でございます。施行日は、いずれも平成21年4月1日でございます。

以上で、承認第1号について説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いを申し上げます。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

3番、鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） もう一つの資料ですね、要点を説明した資料の4ページと5ページですね。要点を説明した資料の4ページと5ページ。譲渡株式などの配当所得及び譲渡所得に係る軽減税率の特例措置ですね、特例の延長。これ、亘理町で対象者は何人ですか。

議長（岩佐信一君） 税務課長。

税務課長（日下初夫君） 対象者でございますが、平成20年度分において上場株式等の譲渡の申告をした方は72名でございます。譲渡の方は72名でございます。それで、上場株式の配当の申告をした方は130名でございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） この上場株式等の配当所得及び譲渡所得の軽減税率の延長については、昨年、政府の税制調査会でどういう議論をされておりましたか。

議長（岩佐信一君） 税務課長。

税務課長（日下初夫君） 昨年の税制改正についての内容ということでございますけれども、今手元に「財団法人地方税務協会」というのが発行した地方税の月刊誌がございます。この中でそういうことが、税制調査会についてちょっと触れておりますので読んでみたいと、このように思っております。

「政府税制調査会、与党税制調査会において、活発な議論が行われた。軽減税率を維持すべきという方からは、貯蓄から投資をより進めていくべきだと、年金生活者の第2の年金であり、軽減すべきなどの議論があった。一方、廃止すべきという方からは、導入当時とは経済状況が大きく異なる。この措置の恩恵を主に受けているのは高額所得者層であり、金持ち優遇税制であるなどが主張されている。最終的には、平成20年末をもって軽減税率10%を廃止し、平成21年からは税率を原則20%とすることとされたが、その際、特例措置として2年間、100万円以

下の配当及び500万円以下の譲渡益については軽減税率10%とすることとされている。この2年間の特例措置は、多くの一般個人投資家に軽減税率が適用され、円滑に新制度への移行を図ることができるように設けられたものである」、このように記載されているところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 今、述べられましたけれども、政府税調の中でさえ、これは金持ち優遇税制だという批判があります。上場株式などを大量に保有する財産家を優遇するものを拡大するというだけ述べておきます。

議長（岩佐信一君） ただいま、報道機関からの撮影の申し出がありましたので、これを許可いたします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより承認第1号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。

本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについての件は、承認することに決定いたしました。

日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（巨理町都市計画税条例の一部を改正する条例）

議長（岩佐信一君） 日程第5、承認第2号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

当局から提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長（日下初夫君） それでは、承認第2号について説明を申し上げます。

議案書の10ページをお願いいたします。

専決処分の承認を求めることについて

平成21年3月31日、亶理町都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第3項の規定により、その承認を求めるものでございます。

11ページの専決処分書を朗読させていただきます。

専決処分書

地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）が平成21年3月31日に公布され、都市計画税において、引用する法律が改められたことにより、亶理町都市計画税条例の一部を改正する必要性が生じたが、年度末に当たり議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をするものでございます。

議案書の12ページをお願いいたします。

亶理町都市計画税条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

なお、この改正に当たりましては、総務省から示された例、いわゆる準則にならない、改正を行ったところでございます。

亶理町都市計画税条例の一部を改正する条例

亶理町都市計画税条例（昭和45年亶理町条例第7号）の一部を次のように改正する。

なお、内容につきましては、別紙の新旧対照表の19ページを参照しながら、要点の6ページにより説明を申し上げます。

最初に、条例附則第2項、宅地等に対して課する平成21年度から平成23年度までの各年度分の都市計画税の特例から、附則第8項、農地に対して課する平成21年度から平成23年度までの各年度分の都市計画税の特例まででございますが、固定資産税の評価がえに伴う負担調整措置適用年度の改正により、「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める文言の整理でございます。

次に、条例附則第12項でございますが、第30項、これは特定鉄道事業者、第45

項、これは、鉄道事業法第7条第1項、第46項、これは水防法第15条第1項第3号及び第49項、これは特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第2条第1項の削除に伴う項ずれの条文の整備でございます。施行日は、いずれも平成21年4月1日でございます。

以上で、承認第2号について説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださるよう、お願いを申し上げます。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより承認第2号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。

本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについての件は、承認することに決定いたしました。

日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町
国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

議長（岩佐信一君） 日程第6、承認第3号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

当局から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） それでは、承認第3号につきましてご説明を申し上げます。

専決処分の承認を求めることについて

平成21年3月31日、亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につい

て、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第3項の規定により、その承認を求めるものでございます。

次のページの専決処分書でございます。

専決処分書

地方税法等の一部を改正する法律が、平成21年3月31日に公布され、国民健康保険税において引用する法律が改められたことにより、亘理町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたが、年度末に当たり議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したものでございます。

次ページの議案書の15ページをお願いいたします。

亘理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

亘理町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

なお、内容につきましては、別紙の新旧対照表を参照しながら、一部改正の要点により説明を申し上げます。

それでは、新旧対照表の22ページと、それから要点の8ページをお開きいただきたいと思っております。

条例第2項第4項、課税額についてでございますが、これにつきましては、地方税法の一部改正によりまして、介護納付金の課税限度額を「9万円」から「10万円」に引き上げ、改正するものでございます。

次に、一つ飛んでいただきまして第23条、国民健康保険税の減額でございますが、第1項につきましては、ただいま申し上げました内容と同じく「9万円」を「10万円」に改正するものでございます。

第2項につきましては、2割軽減対象者の要件撤廃により削除するものでございますが、これは町長が減額することが適当でないとした場合については、減額をとりやめることができるという規定でございましたが、今回これを撤廃し、条件を整えばそのまま全員、2割軽減の対象となるというふうな改正でございます。

一つ戻りまして、第13条第1項でございますが、これにつきましては、ただいま説明申し上げた第23条第2項が削除されたことによりまして、引用する条文が

「第23条第1項」から「第23条」に改正されたものでございます。

附則第2項でございますが、これも同様に第23条第2項が削除されたことによりまして、「第23条第1項」が「第23条」に改正する内容と、それから……、失礼しました、その内容でございます。

続きまして、附則第3項でございますが、同じく第23条第2項が削除されたがために、「第23条第1項」を「第23条」に読みかえる規定でございます。

以降、附則第5項、附則第8項、附則第11項、附則第12項につきましても、同様に「第23条第1項」を「第23条」に読みかえる規定と、あと文言の整理でございまして、内容につきましては変更はございません。施行日につきましては、すべて平成21年4月1日でございます。

以上で説明を終了いたします。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

3番、鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 要点説明の、先ほど説明された8ページですね、介護納付金の課税限度額についてお伺いいたします。

19年度、医療部分、介護部分、トータルでどのぐらいの限度額だったのか及び20年度、医療部分、介護部分及び高齢者支援分、これで限度額が幾らだったのか。まず、それを説明してください。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） まず、介護納付金の限度額でございますが、超過分が191名ございました。それで、その医療分等々につきましては、資料の方を持ち合わせてございませんので、後ほど資料の方を提供したいと思います。よろしくお願ひいたします。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 今回、介護納付金が9万円から10万円になることによって、191名が対象になると。それはわかりました。私が聞いたのは、要するに19年度の課税限度額ですね。医療分プラス介護部分、プラス合計で幾らなのか。20年度が医療部分と介護部分と後期高齢者支援分で、限度額が幾らだったのか。それを聞きたかったんです。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 医療分につきましては、限度額が47万円、それから介護分につきましては、今回引き上げになりまして10万円、それから後期高齢につきましては12万円でございます。

議 長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 私が聞いたのは、今回はわかりましたけれども、19年度、20年度はどうだったのかということなんですね。

議 長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 後ほど資料をそろえたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

議 長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより承認第3号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。

本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、承認第3号 専決処分の承認を求めることについての件は、承認することに決定いたしました。

日程第7 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度亘理町一般会計補正予算（第8号））

議 長（岩佐信一君） 日程第7、承認第4号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

当局から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） それでは、議案書17ページをお願いします。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

平成21年3月31日、平成20年度亙理町一般会計補正予算（第8号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第3項の規定により、その承認を求めるものであります。

次の18ページで専決処分書を読み上げます。

平成20年度亙理町一般会計補正予算（第8号）については、地方交付税を初めとする各種交付金額の確定及び町債借入金額の確定並びに事業費の確定に伴い、中小企業振興資金保証料補給金等において予算が不足するなど補正予算の必要が生じたが、年度末に当たり議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものであります。

それでは、詳細の内容について、一般会計補正予算書（第8号）についてご説明を申し上げますので、補正予算書の方をお開き願います。

1ページをお願いします。

平成20年度亙理町一般会計補正予算（第8号）についてご説明を申し上げます。

平成20年度亙理町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,805万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億8,124万3,000円とする。

第2条、繰越明許費の補正。繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第3条、地方債の補正。地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

それでは、歳出からご説明を申し上げますので、15ページ、16ページをお開き願います。

15ページ、歳出でございますが、全般的には、先ほどの専決処分の内容で事業費等の確定に伴い補正するものでございまして、初めに3款の民生費1項3目老人福祉費で1,201万円の減額補正でございますが、これにつきましては、亙理町老人保健特別会計繰出金1,201万円の減額になっております。これらについては、老人保健の特別会計については昨年の、21年の4月から長寿医療制度ということで新しい制度がスタートしてございまして、基本的には20年度の老人保健特別会計に

については、1カ月分の医療費の支払いということでしたが、今回、支払基金を初めとする国県からの医療費の負担分が歳入増になったということで、一般会計からの繰り出し額を今回、1,201万円減額するものでございます。

その次に、4款1項1目保健衛生総務費160万7,000円の追加補正でございますが、説明の欄にありますように、19節の負担金補助及び交付金でございますが、亘理地区の行政事務組合の葬祭費負担金ということで、この金額でございますが、これについてはやはり葬祭関係の、火葬関係の需要が多かったということで、燃料費が不足したことよっての補正額でございます。

次に、6款の農林水産業費につきましては、事業費の確定によりまして、一般財源から特定財源である地方債への組み替えが内容でございます。補正額についてはゼロでございます。

次に、7款1項2目商工振興費58万6,000円の追加補正でございますが、これにつきましては19節の負担金補助及び交付金の中で、中小企業振興資金保証料補給金ということで105万4,000円の追加補正と、利子補給金ということで46万8,000円の減額でございます。これは議員さん方もおわかりのとおり、中小企業振興資金については昨年、21年の1月からですね、借り入れ限度額を700万円から1,000万円に増額したということで、大変この昨今、経済状況が非常に悪化している中で、運転資金等の借り入れ等があったものですから、そういうふうな関係で今回、利子保証料の補給金については増額、あと利子補給金については3カ年の平均をとっているものですから、これは事業費の精査ということでご理解をお願いしたいと思います。

次のページの17、18ページをお開き願います。

8款4項5目の街路事業費、補正額が3,838万円の減額でございますが、これにつきましては、説明の欄での街路地方特定道路整備事業費でございますが、特に17節の公有財産購入費並びに22節の補償補てん及び賠償金関係でございますが、これらについては、道路名については南町鹿島線の道路改良関係でございますが、今回、用地交渉ということで、地権者11件に対しまして年度初めから根強く用地交渉に当たっておったわけですが、3月になってもいろいろ相続問題等々がございまして用地契約がまとまらないために、今回、所要の額を減額補正するものでございます。

次に、10款1項2目の事務局費16万円の追加補正でございますが、これについては一般寄附に伴いまして、15節の積立金ということで、学校整備基金の方へ積み立てるものでございます。

次に、11款1項1目農林水産施設災害復旧費については、補正額はございませんが、財源の組み替えということで、当初一般財源でありました予算措置が、国からの補助金が年度末に交付されたことよっての財源組み替えとなっております。

次に、歳入をご説明申し上げますので、9ページ、10ページに戻っていただきたいと思ます。

歳入全般につきましては、各種交付金額の確定等でございますので、交付金関係の確定については、朗読を省略させていただきたいと思ます。

2款の地方譲与税、3款の利子割交付金、4款の配当割交付金、5款の株式等譲渡所得割交付金、7款の自動車取得税交付金。次のページに入ります。11ページ、12ページ。地方特例交付金の8款までについては、交付金の確定でございます。

9款1項1目地方交付税について、今回2,993万5,000円の追加補正でございますが、説明欄にありますように、特別地方交付税が今回確定によりまして2,993万5,000円ということで、当初見込み額よりも357万4,000円、前年度より多い交付になったという状況でございます。

その次に、14款2項10目災害復旧費県補助金、補正額が145万5,000円でございますが、追加補正ですが、これについては林道施設災害復旧費の補助金ということで、本町におきましては、一ノ坂林道の20年8月29日に大雨被害による復旧関係の事業費ということで、当初、国の方からは施越工事ということで扱っていただきたいということでやったわけでございますが、本年度、20年度は宮城県では、議員の皆様方もおわかりのとおり、北部内陸地震関係の栗原方面の災害復旧費を国の方で早急に支給したいということがございまして、たまたま災害復旧については、栗原市以外は亘理町しか該当しているところがなかったということで、栗原市の方に交付して亘理町に交付しないわけにはいかないということでございまして、急遽3月末にこの補助金が交付されたということでの追加補正でございます。

次に、16款寄附金の1項1目寄附金17万円の補正額でございますが、一般寄附金ということで、亘理町字北新町31、清野哲夫様から12万円、亘理町長瀬字町南1-2、有限会社きぬや代表取締役、片田すみれ様から1万円、大河原町字東29、スマイリング・グループ代表、真壁太郎様から4万円、合計17万円でございます。この中で、清野様と真壁様からの合計16万円については、指定寄附ということでございますので、学校整備基金への積み立てというふうになっております。あと、片田様からの1万円については、4款の保健衛生費のがん対策経費に財源を指定されておりますので、そちらの方に財源を充当させていただいております。

次に、17款1項1目財政調整基金の繰入金でございます。今回の補正額が5,874万8,000円の減額になっております。これについては、今回の交付金等の確定等に伴いまして財政調整基金をですね、繰入金を5,874万8,000円減額するところでございます。

ちなみに、財政調整基金の今回のこの補正によりまして、残高でございますが、現在8億7,374万2,000円、財政調整基金の残高が8億7,374万2,000円というふうな状況になっております。

次のページ、13ページ、14ページをお開き願います。

2項1目老人保健特別会計繰入金1,120万4,000円の追加補正でございますが、先ほど歳出で1,200万円ほどの繰出金、一般会計からの繰り出しを減額しても、20年度国支払基金、県からの交付金負担金の増によりまして、歳入が大幅に増ということでございますので、その分については19年度の医療費の精算も入ってきているということで、老人保健の特別会計の財源内訳は、50%が支払基金から来ると。そして、国が12分の4、あと県と町が12分の1ずつ負担するというルールで、保険料等では賄っていないわけです。そういうことから、医療費の支払いに不足するお金については町が、足りない場合は全額を負担するというところでございますので、歳入が繰出金を調整しても調整し切れないということで一般会計に繰入金を戻すという予算措置でございます。

次に、20款1項2目の農林水産業債370万円の追加補正ですが、4節の漁港修築事業費の事業費確定によって230万円の追加、あと5節の農業基盤整備事業債ということで140万円、それぞれ事業が確定したことによっての追加補正でございます。

す。

次に、4目土木債3,460万円の減額でございますが、これについては2節の都市計画事業債ということでの街路事業の用地が、年度末まで用地契約が整わなかったということでの事業債の減額になっております。

次に、繰越明許費等の説明を申し上げますので、4ページまでお戻りいただきたいと思っております。

第2表、繰越明許費補正、追加ということで、款、項、事業名、金額というふうに説明を申し上げます。

民生費の社会福祉費ということで、後期高齢者医療事務経費ということで、これは制度改正対応の電算システムの改修事業ということでございますが、年度内に業務が完了しないことから次年度へ繰り越すものでございます。金額につきましては、597万1,000円全額でございます。

次に、第3表、地方債補正でございます。変更でございます。

起債の目的、補正前、補正後というふうにご説明を申し上げます。

漁港修築事業債、1,020万円が補正前でございますが、補正後230万円増額になって2,250万円の補正でございます。

次に、農業基盤整備事業、補正前が1,360万円、補正後が140万円追加して1,500万円。

あと、道路整備事業債7,000万円について、補正前、補正後も同じ、同額でございますが、補正前のときの利率をちょっとごらんいただきたいわけでございますが、ちょうど中段以下に「利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金」というふうな文言がございます。この公営企業金融公庫につきましては、21年の10月から名称が今回変更になっております。そういうことから、当初は「公営企業金融公庫」で起債を組んだわけでございますが、10月から変わっておりますので、実際に借り入れする時期では「公営企業等金融機構」という名前に変更になっておりますので、それらの変更になっております。

あと、街路事業債、6,300万円が補正後ということで、3,460万円減額して2,840万円となったところでございます。

あと、起債の方法、償還方法については、補正前、補正後、変更はございません。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

9番、鈴木高行議員。

9番（鈴木高行君） 18ページの街路事業の減額。

用地交渉で難航して、工事の開始ができなかったというような状況の説明ですが、けれども、どのような状況、最終的に何がこの対応で、単価的なお願いが合わないのか、その辺の細的なことについて質問をします。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 用地買収については、企画財政課の方の管財係が担当しております。

それで、先ほどもご説明したんですけれども、地権者は11件、面積にして1,831.19平方メートルでございます。

それで今回、用地交渉に至らなかったということの内容でございますが、相続関係が多岐にわたって複雑で、また、家族間での――親が痴呆していて、まだ未相続になっているという方で家庭内でも紛争があって、そういう関係で実際に問題があった方については、この11件中半分の方がそういうふうな問題で用地契約に至らなかったと。そのほかに1名の方については、やはり自分の耕地が非常に線型的に分断されるということで、まだ同意を得ていないというのが1件ございます。基本的にはそういうふうな内容でございます。以上です。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9番（鈴木高行君） そうした場合、先の見通しとして、土地の形がだめになるとか、相続が大変難しいとかした場合、将来的に事業を推進する上で一番初めのとっかかりからそういうふうな支障が出てくると、最初の年度はどこまでいくとか、分けていくとかね、そういうふうな見通しというのはどのように考えているのかということ。

議長（岩佐信一君） 都市建設課長。

都市建設課長（古積敏男君） 今現在の事業認可なんですけれども、ちょうど三上医院の通りから台田線の方に向かいまして、互理用水路の手前まで今、事業認可をとっております。それで、期間が平成17年度から平成23年度までの期間というようなことで、今ちょうど事業を推進しているという状況でございます。

その中で、今、企画財政課長の方がお話ししましたとおり、相続関係が一番ちょっと問題があるのかなと思っております。これにつきましても、粘り強くといえますか、もう何度も交渉して、できるだけ早く相続関係を解決していただけるようお願いするしかないのかなと思っております。あくまでも個人の財産なものですから、相続関係ということですので、町の方ではちょっと入っていくことはなかなか難しいのかなと考えております。ですから、今言いましたように、何度も地権者の方のところに行ってをお願いするしかないのかなと思っております。

21年度の分につきましては、北側分ですね、既に用地買収が終わっている部分。その部分については、工事の方を着工したいと考えております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） 相続というのはなかなか難しく、亡くなっていることもあるし、中には相続人の中で利害関係があって紛争するようなことも出てくるし、そういう面で、解決するというのは、一回こじれるとなかなか修復できないというようなことだと思います。まあ、土地の成形についてはある程度は理解もらえると思いますけれども、そういう一回こじれたものというのはなかなか大変なんです、何かうまい方法でね。やっぱり国道の方から入ってくるのと、こっちから落ちてくるのと、その辺やっぱり真ん中がぽつんと切れるようなことのないように、やっぱりみんなで努力してやっていかないと、進捗が計画どおりいかないですから、そういうものをせっかくなつくっていくのでね、やはり6号にタッチしないということは、都市計街路として機能が十分発揮していかないというふうな形になるんで、関係者の方々、いろいろ努力してやっていただきたいと思います。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより承認第4号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。

本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、承認第4号 専決処分の承認を求めることについての件は、承認することに決定いたしました。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時10分といたします。休憩。

午前11時02分 休憩

午前11時10分 再開

議長（岩佐信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度互理町老人保健特別会計補正予算（第2号））

議長（岩佐信一君） 日程第8、承認第5号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

当局から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） それでは、承認第5号についてご説明申し上げます。

専決処分の承認を求めることについて

平成21年3月31日、平成20年度互理町老人保健特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第3項の規定により、その承認を求めるものでございます。

次のページの専決処分書でございます。

専決処分書

平成20年度互理町老人保健特別会計補正予算（第2号）については、歳入における医療費交付金を初めとする各種交付金負担金額の確定及び歳出における医療給付費等の確定から補正予算の必要が生じたが、年度末に当たり議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでございます。

それでは、予算書の方で、内容についてご説明を申し上げます。

予算書の1ページでございます。

平成20年度亘理町老人保健特別会計補正予算（第2号）

平成20年度亘理町老人保健特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,120万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,832万6,000円とするものでございます。

なお、今回の主な内容につきましては、平成19年度分の公費負担金の翌年度交付分について精算が終了しまして、追加交付が確定したことに伴います補正でございます。

それでは、初めに歳入の方からご説明を申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。（「歳入から」の声あり）ええ、歳入の方からで。

まず、1款1項1目の医療費交付金でございますが、365万1,000円の増額補正でございます。

同じく、2目審査支払手数料交付金ですが、10万1,000円の増額補正でございます。これにつきましては、支払基金からの交付金でございます。

2款1項1目医療費負担金でございますが、1,578万4,000円の増額補正です。これは国からの負担金でございます。

続きまして、3款1項1目医療費負担金でございますが、367万8,000円の増額補正でございます。これは県からの負担金でございます。

続きまして、4款1項1目の一般会計繰入金でございますが、今回の交付金等の増額補正によりまして、この一般会計の繰入金を必要としなくなったために、1,201万円全額減額補正するものでございます。

次に、歳出をご説明いたしますので、10ページ、11ページをお開きいただきたいと思っております。

1款1項1目一般管理費1,120万4,000円の増額補正でございます。これにつきましては、一般会計からの繰出金を減額補正いたしましても、まだ今回の繰出金の方で多く来ておりますので、この金額につきましては、一般会計の方へ繰出金として繰り出すものでございます。

2 款の医療諸費につきましては、補正額につきましてはございませんが、充当財源の組み替えでございます。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。

本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについての件は、承認することに決定いたしました。

日程第 9 議案第 38 号 亶理町町税条例の一部を改正する条例

議長（岩佐信一君） 日程第 9、議案第 38 号 亶理町町税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

当局から提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長（日下初夫君） それでは、議案書の 21 ページをお願いします。21 ページでございます。

議案第 38 号 亶理町町税条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴う改正でございます。改正に当たりましては、総務省から示された例、いわゆる準則にならしまして改正を行ったところでございます。

亶理町町税条例の一部を改正する条例

亘理町町税条例（昭和34年亘理町条例第31号）の一部を次のように改正する。

なお、内容については、別紙の新旧対照表の28ページを参照しながら、一部改正要点の9ページにより主な改正条項について説明を申し上げまして、文言の整理や引用条項の調整については省略をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

最初に、条例附則第7条の3第1項、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除については、「次条において「居住年」という。」の略称規定の設置でございます。施行日は平成22年1月1日でございます。

第3項については、税源移譲に伴う個人住民税における住宅借入金特別税額控除の適用を受けるには、申告書の提出が義務でございましたが、今回の改正により、納税義務者や市町村の負担を軽減するため、給与支払報告書の報告書について、所要の改正を行うことにより提出不要になったところでございます。施行日は平成22年4月1日でございます。

次に、条例附則第7条の3の2、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除については、個人住民税における住宅ローン特別控除の創設であります。昨年の税制改正において、税源移譲に伴う住宅借入金特別税額控除が設けられたところでございます。今回の税制改正において、さらに延長して設けられた制度でございます。その内容につきましては、対象者としまして、平成21年から平成25年までに入居した方、そして所得税住宅ローンの次のいずれか少ない額を個人住民税から控除する。一つは、所得税住宅ローン控除可能額のうち、所得税において控除し切れなかった額。2番目が、所得税課税総所得等の額に100分の5を乗じて得た額、これが9万7,500円を超える場合は、この9万7,500円が限度と。このようになるわけでございます。控除期間としましては、平成22年度から平成35年度まで、入居した翌年度から10年間です。控除額は、住宅ローン年末残高の1.0%。ただし、認定長期優良住宅の場合は、平成21年から平成23年までの入居者については1.2%、割り増しがあるわけでございます。施行日は平成22年1月1日でございます。

次のページに入ります。

条例附則第10条の2第2項、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告でございますが、認定長期優良住宅、いわゆる

る200年住宅を平成21年6月4日から平成22年3月31日までの間に新築した場合は、120平方メートルまで5年間、鉄筋3階建ての耐火住宅の場合は7年間、固定資産税を2分の1減額する改正内容でありまして、申告関係の書類、手続等の規定でございます。

第7項については、施行規則附則第7条関係の項ずれに伴う条文の整備でございます。施行日は平成21年6月4日でございます。

次に、条例附則第16条の3第3項、上場株式等に係る配当所得に係る町民税の課税の特例については、新住宅ローン特別控除制度の創設に伴う条文の整備と、寄附金税額控除における控除対象限度額を算出する総所得金額に、上場株式に係る配当所得の金額を加える改正でございます。施行日は平成22年1月1日でございます。

次に、条例附則第17条第1項、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例については、租税特別措置法第35条の2、これは「特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除」というものの創設に伴う条文の整備ございまして、この35条の2というのは、平成21年1月1日から平成22年12月31日までに取得した土地等で所有期間が5年を超えるものを譲渡した場合には、その所得金額から1,000万円を上限として特別控除ができると、このような規定でございます。施行日は平成22年4月1日でございます。

第3項については、新住宅ローン特別控除制度の創設に伴います条文の整備ございまして、施行日は平成22年1月1日でございます。

次に、条例附則第17条の2第3項、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例については、租税特別措置法第35条の2――先ほどの条項ですけれども、これの創設に伴う条文の整備と、同法第37条の9の5「平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例」の創設に伴う条文の整理でございます。施行日は平成22年4月1日でございます。

次に、条例附則第19条の2第1項、特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例については、租税特別措置法の改正に伴う条文の整備ございまして、施行日は平成22年1月1日でございます。

次に、条例附則第20条第2項及び第6項、これは特定中小企業が発行した株式

等に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例については、租税特別措置法第37条の12の2、第5項から第11項の改正に伴う条文の整備でございまして、施行日は平成22年1月1日でございます。

次に、条例附則第20条の2第1項、先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例については、租税特別措置法第41条の14の改正に伴う条文の整備でございまして、施行日は平成23年1月1日でございます。

第2項については、新住宅ローン特別控除制度の創設に伴う条文の整備でございます。施行日は平成22年1月1日でございます。

以上で、議案第38号について説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いを申し上げます。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

3番、鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 今、説明ありました8ページですね。住宅ローン特別控除制度についてですけれども、真ん中の方に「所得税住宅ローンの次のいずれか少ない額を個人住民税から控除」、①、②とありますけれども、具体的な事例を挙げて説明してください。

議長（岩佐信一君） 税務課長。

税務課長（日下初夫君） それでは、具体的な例ということで、数字を入れて説明をさせていただきます。

例えば、給与収入600万円の方は、いろいろな必要経費を引いた、これが所得ですけれども、所得に直しますと426万円になります。それからさらに基礎控除、配偶者控除、特定扶養控除、生命保険料控除、火災保険料控除、損害保険料控除、いろいろなものを引きますと、これが課税標準額、要するに、ここで5%を掛ける前の所得税課税総所得金額に当たるわけでございます。想定で、これが227万円とします。そして、源泉徴収された税額、これが13万円とします。こういう方が住宅ローンを2,000万円、借り入れをしたと、こういう設定だとします。

まず、最初に計算するのは、2,000万円の1%を掛けますと20万円です。この年に減税が受けられるのは20万円が限度と、このようになります。そして、その20万円から先ほどの源泉徴収された税額13万円を引きますと7万円になります。そして、先ほどの所得税課税標準額、いわゆる課税標準額227万円を5%掛けます。

5%掛けますと11万3,500円になります。ここでもう既に9万7,500円を上回っておりますので、限度額が9万7,500円と、このようになるわけでございます。

それで、先ほどの7万円と9万7,500円を比べます。それで、9万7,500円が上回っています。要するに、7万円が少ないです。少ない方の額、これを7万円とすると。最終的にはどうなるかといいますと、所得税で13万円、源泉徴収されていますので13万円、これが丸々確定申告で還付になります。それで今度は、不足の7万円、これを住民税から減額します。例えば、住民税が30万円となる場合には、7万円を引きますと23万円。このように、結果的には20万円丸々、所得税と住民税と両方で、片方は還付、片方は減額と、このようになるわけでございます。以上でございます。（「はい、了解です」の声あり）

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第38号 亶理町町税条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第38号 亶理町町税条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第39号 亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議長（岩佐信一君） 日程第10、議案第39号 亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

当局から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） それでは、議案第39号 亘理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

亘理町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

なお、内容につきましては、別紙新旧対照表の38ページからと、一部改正の要点の12ページでご説明を申し上げます。

まず、条例附則第3項でございますが、上場株式等に係る配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例でございます。これにつきましては、平成20年に新たに地方税法の一部改正により規定されたものでございまして、今回の改正にあわせて規定するものでございます。

続きまして、附則第3項、長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例でございますが、この第3項につきましては、特別控除、譲渡所得の特別控除の規定されている項目でございまして、租税特別措置法一部改正によりまして新たに創設されました、特定の土地等の長期譲渡所得の1,000万円の特別控除が規定されたことによりまして、あわせて規定するものでございます。なお、第3項が新たに規定されておりますので、同項を第4項とするものでございます。

附則第4項でございますが、短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例でございますが、前項におきまして、特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除が規定されたことによります読みかえ規定の整理でございます。また、同じく同項を1項繰り下げまして、第5項にするものでございます。

附則第5項でございますが、これも1項加えられたことによりまして、繰り下げて第6項となるものでございます。

附則第7項、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税条例の課税の特例でございますが、これも平成20年地方税法一部改正により新たに規定され、今回の改正にあわせて条例に規定するものでございます。これにつきましては、上場株式等に係る譲渡損失と配当所得とが損益通算できるようになった規定でございます。

続きまして、附則第6項及び附則第7項でございますが、第3項と第7項が新たに加わったことによりまして、それぞれ第8項、それから第9項へと項ずれするものでございます。

附則第8項、先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例でござ

ございますが、租税特別措置法の一部改正によりまして、事業所得のほかに新たに譲渡所得が加えられた改正でございます。同じく、2項加わったために第10項に繰り下げるものでございます。

附則第9項から附則第10項、第11項、第12項までにつきましては、同様に2項加わったことによりまして、それぞれ第11項から第14項に繰り下がる規定でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第39号 亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第39号 亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第40号 亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議長（岩佐信一君） 日程第11、議案第40号 亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

当局から提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（森 忠則君） それでは、議案第40号 亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

亶理町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、5月1日の人事院勧告に伴い、6月期の期末手当並びに勤勉手当、合わせまして0.2月の減額措置を行うものでございます。

新旧対照表の42ページ、43ページでご説明申し上げます。

条文的には附則の方で改正しておりますので、まず、附則の関係を読み上げます。43ページでございます。

附則の8です。平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第16条第2項及び第3項並びに第17条第2項の規定の適用については、第16条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、同条第3項中「100分の140」とあるのは「100分の75」とあるのは「100分の125」とあるのは「100分の70」と、第17条第2項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」とするものでございます。

この条文の説明が、上段の42ページに書いてございます。関係する分だけをご説明申し上げます。

第16条の関係、職員の期末手当でございますけれども、期末手当の基礎額に、6月に支給する場合においては100分の140、現行でございました。それから100分の125に改まるものでございます。

第3項につきましては、再任用職員でございます。亘理町はございませんので、省略させていただきます。

それから、第17条、勤勉手当でございます。第1号の下段になりますけれども、前項の職員のうち再任用職員以外の職員、当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在、括弧は省きます、において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の75を乗じて得た額の総額、これが勤勉手当でございますが、これらが100分の70に改まるというふうな内容でございます。

改正の内容については、以上でございます。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

3番、鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 今回、5月1日に人事院が臨時勧告、戦後初めて臨時勧告を行った、それに基づく、町の職員の夏の期末・勤勉手当、0.2カ月の削減であります。

そこでお伺いしますけれども、人事院ができた歴史的な経過、どういう経過で

人事院ができたんですか。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） この人事院の関係でございますけれども、まず、憲法第28条につきましても、労働者の権利が規定されております。三つございますけれども、一つには団結する権利ですか、それから団体交渉する権利、それから団体行動、争議関係でございますけれども、この三つがございます。

公務員につきましても、もちろん国家公務員、地方公務員問わずでございますけれども、地方公務員の条文については、地方公務員法第37条で、これらの権利の二つほどができないことに規定されております。当然、国家公務員も同じような規定があるはずでございます。それで、できないものが団結する……、失礼しました、団体交渉と争議関係ですね、それらができないと。そういうふうな、公務員に対する憲法の条文と違ったような規制がございますので、それを回避するといえますか、補うために人事院が発足したものと解釈しております。

そういうことで、人事院は、とりあえず地方とは関係ございませんけれども、国家公務員の人事院ということで発足していると思っております。以上です。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 今説明あったとおり、憲法第28条は、労働基本権をすべての労働者に認めていますけれども、国家公務員、地方公務員が労働基本権を剥奪されていると。その代償措置として人事院ができたというのが歴史的背景になります。しかも人事院は今回、5月1日というメーデーの日にわざわざ臨時勧告を行っております。通常だと、通常の人事院勧告ですね、期末・勤勉手当、国家公務員の期末・勤勉手当を決めるときに、人事院は通常どういうやり方で今までやってきたんですか。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） 通常の年でありますと、一般の企業関係でございますけれども、7,900等の企業を夏過ぎまで調査いたします。それで、例えばことしであれば平成21年の給与の水準、あるいは手当の水準等を調べまして、10月ごろに人事院の勧告があつて、そういうことで人事院は12月、あるいは国家公務員は12月、あるいは1月とか、それぞれによりますけれども、そういうふうな勧告を行って発表するというふうなことになっております。以上です。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 今回、亘理町でこの条例に基づいて削減される額ですね。どのぐらいの額になるんですか。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） 今回のこの条例に基づく分でございますけれども、一般職の職員手当、期末手当、勤勉手当、それから共済の負担金にも影響します。合わせまして2,007万6,000円でございます。以上です。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

3 番、鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 反対討論を行います。

今回の条例改正は、人事院勧告に基づくものです。

今回の勧告は、内需拡大による景気回復に逆行し、労働基本権剥奪の代償機関としての役割を投げ捨て、政府与党の政治的動きに追随するものです。

今回の人事院の臨時勧告は、通常勧告を無視したルール違反です。今回の一時金カットは、政府与党から減額法案を検討し始めたことから発端です。選挙向け公務員たたき、たたいたというアピールをすることや、ルール無視の賃下げ実績づくりがねらいで、党略以外の何物でもありません。

国家公務員の一時金削減は、民間の中小企業の賃金などを抑え込み、地域別最低賃金改定にも冷や水を浴びせるものです。地方公務員の一時金カットが広がっており、否定的な悪影響は計り知れません。

亘理町の職員の給料は、仙台市を除く35市町村の中で30番目と極めて低いものであります。その中で今回の一時金カットは職員の生活を脅かし、全体で2,000万円の職員の賃金・一時金のカットは、消費低迷と地域経済に悪影響を及ぼします。

以上から、反対とします。

議長（岩佐信一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

12番、佐藤 實議員。

12 番（佐藤 實君） 私は、亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の賛成討論を行います。

職員の給与は、地方公務員法により、生計費や国及び他の地方公共団体の職員並びに民間企業従業員の給与等と均衡を考慮して定めるとともに、社会一般の情勢に適用するように、随時適当な措置を講じなければならないとされております。

しかし、今日の景気の急速な悪化に伴い、本年の民間企業の夏期一時金が大幅に減少となることがうかがえる状況から、人事院が4月に民間企業の夏期一時金の決定を把握するために特別調査を実施いたしました。その結果、民間と公務員の特別給に大きな乖離があることから、民間の状況を反映させるために、暫定措置として6月期の特別給の支給月数の一部を凍結することが適当であるとして、期末手当及び勤勉手当の0.2カ月分を凍結する特別措置について勧告をいたしました。

よって、亶理町職員の給与についても、以前から人事院勧告に基づき改正をしてきているところから、亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については賛成すべきものであり、賛成討論といたします。

議 長（岩佐信一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第40号 亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議 長（岩佐信一君） 起立多数であります。着席願います。よって、議案第40号 亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第41号 亶理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

議長（岩佐信一君） 日程第12、議案第41号 亘理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

当局から提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（森 忠則君） それでは、議案第41号をご説明申し上げます。

亘理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案に基づきご説明申し上げます。

亘理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

これも、職員と同様に、附則の方で改正をしたいと考えております。

附則第6項の次に次の1項を加える。

それで、7項でございますが、平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置でございます。

平成21年6月に支給する期末手当に関する第4条第2項の規定の適用については、――これは期末手当でございますけれども、同項中「100分の160」とあるのは「100分の145」ということで、0.15月減額というふうな内容でございます。

以上で説明といたします。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第41号 亘理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第41号 亘理町特別職の職員

で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第42号 互理町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

議長（岩佐信一君） 日程第13、議案第42号 互理町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

当局から提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（森 忠則君） それでは、議案第42号 互理町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この議案につきましても、職員、それから特別職と同様、期末手当の調整を行うものでございます。

互理町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第4項を次のように改める。

4項、平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置でございます。

平成21年6月に支給する期末手当に関する第5条第3項の規定の適用については、同項中「100分の160」とあるのは「100分の145」とするものでございます。

附則5項から第7項を削るものでございます。

これにおきまして、6月期における期末手当の額が0.15月削減というふうになるものでございます。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

18番、島田金一議員。

18番（島田金一君） 今まで、私どもの報酬、人事院勧告の期末手当等は実施されておりました。ただしですね、人事院勧告を受けました報酬、私の記憶するところでは、私になって8年以上ですけれども、勧告が実施されておられません。これを含めると、今回のこの凍結について、そういうふうなことの配慮はなされたの

か、伺います。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） 職員の人事院の勧告——勧告と伺いますか、国家公務員への勧告ですね。最近は非常に少ないものでございました。率にしても0.幾らというふうな状況が続いております。

なお、昨年、一昨年ですか、職員の分についてはかなりの額が削減されております。

それで、本来ですと特別報酬審議会の方にかけて、特別職並びに議員各位の報酬につきましても、そういう人事院勧告に基づくものも含めて審議するというふうな状況にかつてはございました。もちろんその場合は、ある程度の上昇率があった時代でございました。

最近におきましては、先ほど申し上げましたように、かなり少ない上昇率、あるいは減額、ございましたので、その報酬分については報酬審議会によらず、現行の額をそのまま維持してきたというふうなことでございます。

なお、期末手当に関しては今回が初めてということで減額させてもらうというふうなことでございます。以上です。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

1 番、小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） 小野ですが、本来、議員の報酬については、この減額するということについては、一連の日本の経済情勢、そういったことを考えますと、他の地方公共団体を考えますと、中身についてはうなずける部分があるんですが、この提案権についてですね、議員の報酬減額については議員の発議等をすべきものではないのかなというふうに私は考えるわけですが、なぜ当局側からこういう提案をしたのか、その辺の根拠についてお伺いしたいと思います。

今、総務課長から報酬審議会云々の関連もありましたけれども、議員の減額は議員間の中で議論をして議員発議にすべきものではないのかなというのが私の持論であります。その辺の考え方を伺いしたいと思います。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） 議員さんのおっしゃるとおりでございます。それで、一番最初にお話を申し上げると伺いますか、そういうことをちょっとこちらで申し上げ

ることはできませんので、形としてそういうふうな、職員の分、それから特別職というふうな方の減額。それで、あわせて議員さんをお願いしたいというふうなことでの提案をするわけですけれども、その時点で議員発議にしたいということであれば、やっぱりそういうふうにさせていただければ、非常に我々としてもありがたいというふうに思っていたところでございます。以上です。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第42号 亶理町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第42号 亶理町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって、平成21年5月第15回亶理町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後0時00分 閉会

上記会議の経過は、事務局長 佐藤 正 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 岩佐 信一

署名議員 島田 金一

署名議員 安細 隆之